

第 1 1 号議案

蒲郡市国民健康保険税条例の一部改正について

蒲郡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

蒲郡市長 稲 葉 正 吉

蒲郡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

地方税法の改正に伴う所要の改正を行うため、並びに愛知県国民健康保険運営方針を踏まえ、課税方式の変更及び税率改定を行うため提案する。

蒲郡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

蒲郡市国民健康保険税条例（昭和32年蒲郡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項中「前項」を「前項第1号」に改め、「及び資産割額」を削り、同条第3項中「第1項」を「第1項第2号」に改め、「及び資産割額」を削り、同条第4項中「第1項」を「第1項第3号」に改め、「（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）」及び「及

び資産割額」を削る。

第3条第1項中「100分の4.85」を「100分の5.9」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条中「2万2,600円」を「2万3,000円」に改める。

第6条第1号中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）」を「国民健康保険法」に改める。

第7条中「100分の1.85」を「100分の1.95」に改める。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第9条中「7,000円」を「8,000円」に改める。

第11条中「100分の2.1」を「100分の2.15」に改める。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第13条中「9,800円」を「1万200円」に改める。

第26条第1号ア中「1万5,820円」を「1万6,100円」に改め、同号ウ中「4,900円」を「5,600円」に改め、同号オ中「6,860円」を「7,140円」に改め、同条第2号ア中「1万1,300円」を「1万1,500円」に改め、同号ウ中「3,500円」を「4,000円」に改め、同号オ中「4,900円」を「5,100円」に改め、同条第3号ア中「4,520円」を「4,600円」に改め、同号ウ中「1,400円」を「1,600円」に改め、同号オ中「1,960円」を「2,040円」に改める。

第29条第1項の表第4号を削り、同表第5号を同表第4号とし、同表第6号を同表第5号とし、同表第7号中「に課される資産割額に係る固定資産税額」を「及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者に課される当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額」に、「第8号」を「第7号」に改め、同号を同表第6号とし、同表第8号中「、第4条、第7条及び第8条」を「及び第7条」に改め、同号を同表第7号とし、同表第9号を同表第8号とし、同条第2項ただし書中「同表第7号又は第8号」を「同表第6号又は第7号」に改め、同条第3項中「第1項の表第7号」を「同項の表第6号」に改め、同条第4項中「第1項の表第8号」を「第1項の表第7号」に改め、同条第5項中「第1項の表第7号又は第8

号」を「同項の表第6号又は第7号」に改める。

附則第14項中「第29条第1項の表第8号」を「第29条第1項の表第7号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の蒲郡市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(平成30年度における国民健康保険税の課税額の特例)

- 3 平成30年度における国民健康保険税の課税額については、新条例第2条第2項から第4項まで、第3条第1項、第4条、第5条、第7条から第9条まで、第12条、第13条、第26条及び第29条並びに附則第14項の規定にかかわらず、この条例による改正前の蒲郡市国民健康保険税条例（以下「旧条例」という。）第2条第2項から第4項まで、第3条第1項、第4条、第5条、第7条から第9条まで、第12条、第13条、第26条及び第29条並びに附則第14項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例第3条第1項	100分の4.85	100分の5.35
旧条例第4条	100分の19.5	100分の9.5
旧条例第5条	2万2,600円	2万2,800円
旧条例第7条	100分の1.85	100分の1.9
旧条例第8条	100分の3.0	100分の1.5
旧条例第9条	7,000円	7,500円
旧条例第12条	100分の4.0	100分の2.0
旧条例第13条	9,800円	1万円
旧条例第26条第1号ア	1万5,820円	1万5,960円
旧条例第26条第1号ウ	4,900円	5,250円
旧条例第26条第1号オ	6,860円	7,000円

旧条例第26条第2号ア	1万1,300円	1万1,400円
旧条例第26条第2号ウ	3,500円	3,750円
旧条例第26条第2号オ	4,900円	5,000円
旧条例第26条第3号ア	4,520円	4,560円
旧条例第26条第3号ウ	1,400円	1,500円
旧条例第26条第3号オ	1,960円	2,000円